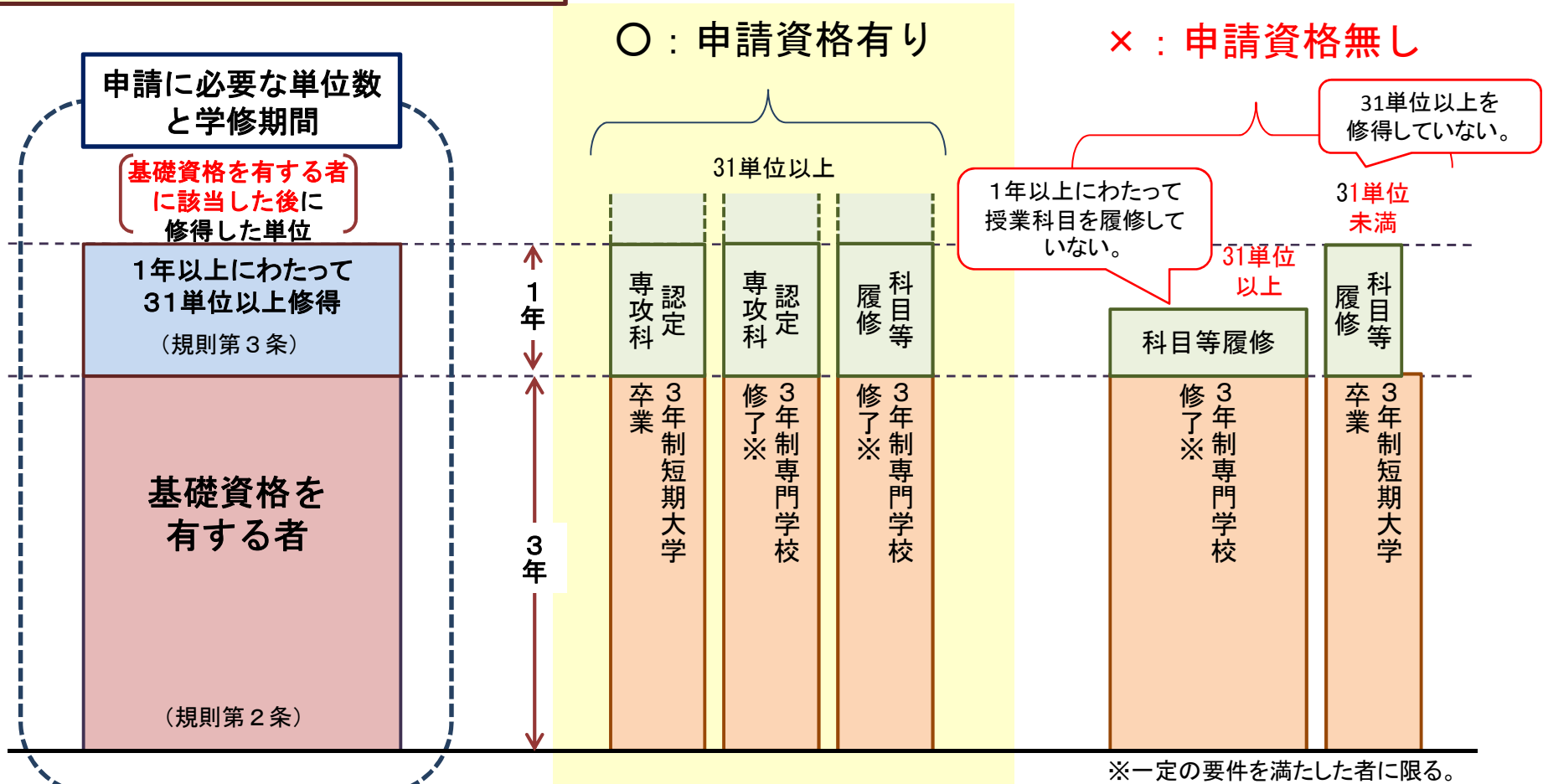


申請者の学修パターンの例②

基礎資格を有する者のうち、**第2区分**に該当する者の場合



規則：学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則 (平成16年規則第28号)

いずれの学修パターンにおいても、短期大学を卒業した後あるいは専門学校を修了した後、「1年以上にわたって授業科目を履修し、31単位以上を修得すること」が必要。

申請者の学修パターンの例③

基礎資格を有する者のうち、**第3区分**に該当する者の場合

○ : 申請資格有り

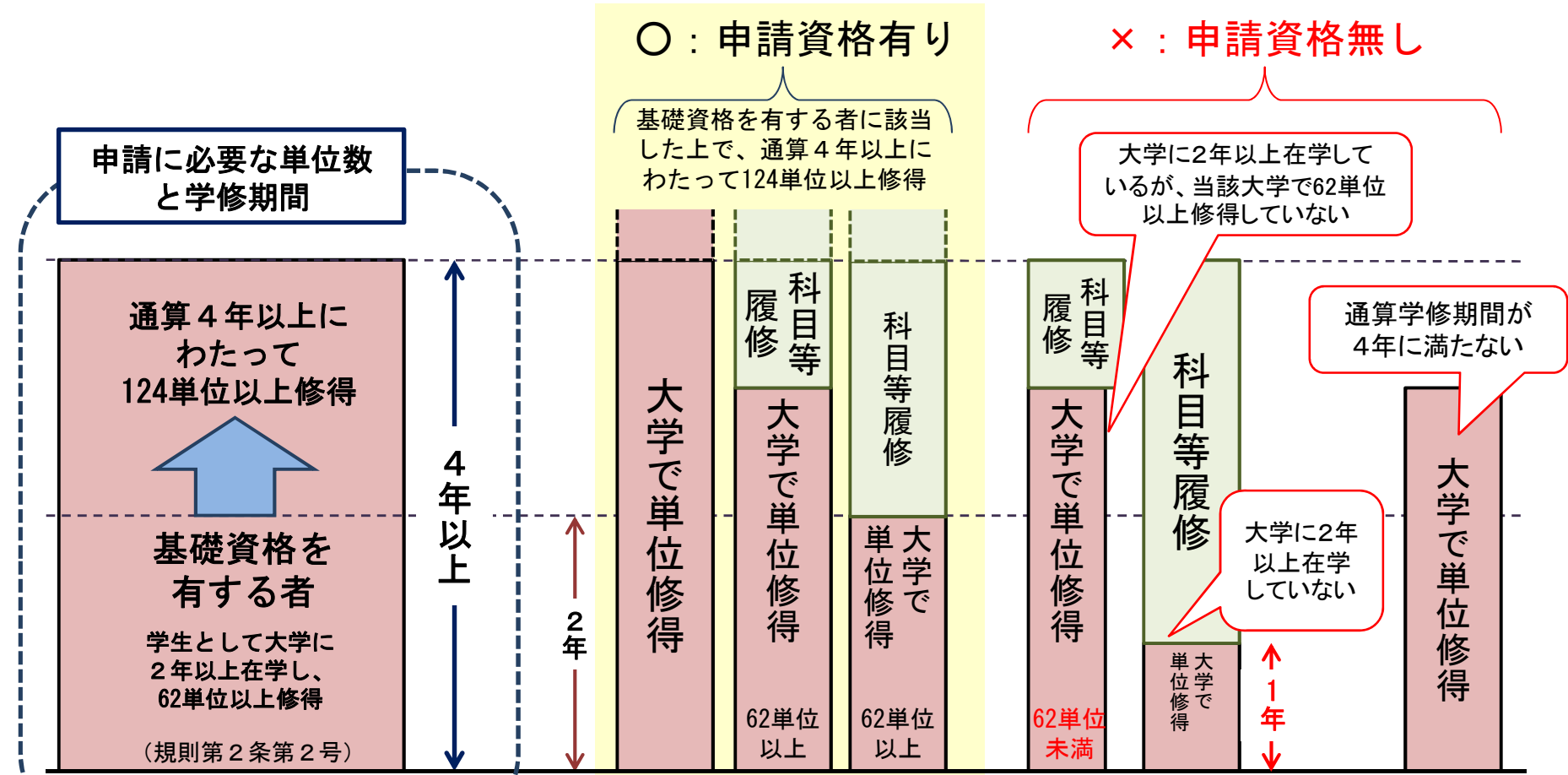
× : 申請資格無し

基礎資格を有する者に該当した上で、通算4年以上にわたって124単位以上修得

大学に2年以上在学しているが、当該大学で62単位以上修得していない

通算学修期間が4年に満たない

大学に2年以上在学していない



規則：学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）

いずれの学修パターンにおいても、学生として大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した後、その大学に在学した期間及び修得単位を含めて「4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上」を修得することが必要。